## 誓約書

- 1. 入校中は、当社の教官の指示に従います。もし違約した場合には退校等の措置を受けても異存ありません。
- 2. 本受講申込書に記入した事実と相違があるときには、各受講申請等の遅延あるいは取り消し等を 受けても異存ありません。
- 3. 飲酒·喫煙等については、法令の定めるところに従います。
- 4. 体調不良により受講が困難と教官が判断した場合には、当日の教習を中断されても異存はありません。
- 5. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他、準暴力団員等の反社会的勢力に属していないことを表明します。またそれら反社会的勢力にはいかなる目的でも機体譲渡しません。
- 6. 購入した機体は、法令や条例用途に基づき使用致します。
- 7. 受講生の故意または過失、もしくは教官の指示に従わない事に起因し発生した事故については、 その損害は受講生が弁償することとし、当社は一切の法的な責任を負いかねます。
- 8. 未成年者は親権者又は保護者の同意が必要になります。

入校するにあたり、上記に同意いたします。

協業組合三交モータース商会

 令和 年 月 日 氏名

 (保護者同意欄)

## その他諸注意

- 1. お申込みいただいた日から、原則として受講開始 10 日前に全額を銀行振込·現金払い·カード決済等にてお支払いください。入金をもちまして申込み完了とさせていただきます。
- 2. 受講場所、実習場所への交通費、また宿泊費などは各自ご負担となります。※講習日の昼食はご用意致します。
- 3. 修了証は、修了試験合格及び修了の条件を全て満たした方にのみ発行致します。
- 4. 試験料、テキスト、ドローンレンタル、施設利用料は、受講料に含まれます。
- 5. 開講後の受講料についてのご返金は致しません。(但し、やむを得ない事情で講習途中に受講できなくなった場合、ご相談の上、次回以降の講習に移行して頂くことがあります。)
- 6. 受講にあたって送信された個人情報は、秋田太平ドローンスクールにおいて必要な各手続き、案内及び連絡 において利用します。
- 7. 受講者は、座学受講中のビデオ撮影・録音をすることはできません。なお、事務局でカメラ、ビデオ撮影等行う場合があります。ウェブサイト、SNS等での公開を希望しない受講生は予め事務局へご連絡ください。

018-867-8550

【上記番号(協業組合三交モータース商会)に FAX して下さい】